

家戦略特別区域限定保育士」を加え、同三中「保育士でない者」の下に「国家戦略特別区域限定保育士を除く。」を加え、第一に次のように加える。

四 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示しないこと。

○文部科学省告示第四号
厚生労働省告示第四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十七日

文部科学大臣 馳 浩

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一の二中、「保育士」の下に「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国